

『著作者自身の複製利用における録音使用料免除』の適用範囲変更について

2011年6月より、委託者（音楽出版社）が求める場合に限り、著作者個人が自らの費用でレコード・ビデオグラムへの複製利用を行う際に発生する録音使用料の免除対応を行って参りましたが、この度、より利用実態に即した運用を検討した結果、免除適用範囲の変更を行うことと致しました。

以下の条件を全て満たす場合に限り、使用料免除を認める暫定運用を継続することと致します。

記

【条件】

- (1) 音楽出版社からイーライセンスに登録済みの作品であること
- (2) 音楽出版社が全著作者および全関係権利者から免除の同意を得ていること
- (3) 著作者個人が自ら録音物の複製費用を負担していること
- (4) 著作者個人が自らイベント会場等で直接顧客に販売を行うこと
※音楽出版社が認めた場合に限り、店舗における販売を含むことが出来る
- (5) 複製前に使用料免除申込書の提出を行うこと

【免除対象】

上記(1)～(5)の条件を全て満たす録音物に係る録音使用料。

※レコード、ビデオグラムの録音使用料に限ります。

【手続き】

権利者である音楽出版社から「使用料免除申込書（著作者自己利用）」をイーライセンスにご提出ください。

◇使用料免除申込書（著作者自己利用／レコード）

◇使用料免除申込書（著作者自己利用／ビデオグラム）

本件についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

co_reception@elicense.co.jp